

令和7年度

第12回定例農業委員会会議録

令和8年3月23日 開催

令和8年3月23日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和7年度 第12回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第1号

令和7年度 第12回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和8年3月23日

農業委員会会長 笹川 武義

召集 令和8年3月23日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和8年3月23日 午後1時30分

閉会 令和8年3月23日 午後2時44分 (会期1日)

第1日目 (3月23日)

出席委員 18名

1番	笹川 武義	8番	滝川 廣男	15番	長川 富雄
2番	國重 義廣	9番	三好 直樹	16番	松岡 正広
3番	末長 憲二	10番	金滝 耕治	17番	松内 利和
4番	長尾 清	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
5番	西川 謙三	12番	丸尾 説男	19番	
6番	中島 美紀	13番	福家 範行		
7番	佐藤 裕子	14番	横井 博美		

農地利用最適化推進委員 0名参加

議事録署名委員

16番 松岡 正広 委員、 18番 藤重 英子 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長代理 葛西 謙一 主査 松田 祐季 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

議事日程

令和 8 年 3 月 23 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
- 第 7 議案第 5 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 8 議案第 6 号 青年等就農計画の認定について
- 第 9 議案第 7 号 特定農地貸付法に関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の
規定による承認申請について
- 第 10 議案第 8 号 令和 8 年度最適化活動の目標の設定について
- 第 11 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和8年3月 農業委員会議事録

午後1時30分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和7年度第12回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、笹川会長、お願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者はいません。

よって、農業委員出席者は、18名です。会期の決定ですが、会期は本日1日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、16番 松岡 正広（まつおか まさひろ）委員

18番 藤重 英子（ふじしげ えいこ）委員

を指名します。

コンバイン、耕運機、田植機、軽トラックが各1台、農舎が66㎡あります。

水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は自宅から0.1km、徒歩で1分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-3

地 図： ██████████

権利等： 所有権移転 特定遺贈

申請地： ██████████ 田 1,543㎡ 外4筆 合計6,053㎡

譲渡人： ██████████

譲受人： ██████████

申請に至った理由ですが、土地所有者が██████████に亡くなっており、生前に遺言公正証書を作成していたため、遺言執行人がその公正証書に基づき手続きを行うものです。公正証書の中で申請地については、譲受人に遺贈する旨の記載がされていることから、特定遺贈の際に必要な農業委員会の許可を得るために申請に至りました。

譲受人の経営面積は自作地が308㎡あり、所有農地は全て適切に維持管理されております。

取得後の営農計画としては、水稻、果樹の作付けを予定しております。

譲受人の農作業歴は3年、農作業の従事日数は250日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機を各1台、知人農家よりリースする計画であります。

水稻、果樹の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は自宅から0.6km、車で3分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-4

地 図： ██████████

権利等： 所有権移転 無償譲渡（交換）

申請地： ██████████ 畑 1,246㎡

譲渡人： ██████████

譲受人： ██████████

申請に至った理由ですが、申請者は自宅からの距離や周辺農地の所有状況を鑑み今後の管理のしやすさのために、両者の所有する農地を交換することとしました。本申請は██████████の農地を██████████が譲り受ける申請、次に説明する案件第5号は██████████の農地を██████████が譲り受ける申請となっております。

委員一同
なし

議長

続きまして、議案第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第4号農地機構を通じた利用権設定について説明します。

契約件数： 118件 合計 149,365 m²

新規契約： 2～4、8～19、23、25～26、57～70、73～118番 78件 88,899 m²

更新契約： 1、24、27～44、46～56、71～72番 33件 55,212 m²

移転・再貸付： 5～7、20～22、45番 7件 5,254 m²

貸付先は、記載のとおりとなっております。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第4号についてご質問はありませんか。

委員一同
なし

議長

続きまして、議案第5号についてですが、案件第2号に、XXXXXXXXXX委員に関する案件が含まれていますので、審議の間、ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、農業経営改善計画の認定について説明します。今回は、更新7件の申請がありました。先に案件第2号を説明します。案件第1号から順に、説明します。

議案第5号-2（更新）

申請者 : XXXXXXXXXX
住所 : XXXXXXXXXX

生年月日 : ██████████
作目・部門名 : (R13 目標) 別紙のとおり
農業経営等に関する目標 : (R13 目標)
目標所得 : 400 万円
年間労働時間 : 2,000 時間

肥育期間を見直し中のため一時的に出荷頭数が減少している。今後は、飼養管理の改善や肥育期間の見直しにより品質と収量の安定化を目指す。配合飼料と牧草価格が5年前の2倍になり、経営利益を圧迫している。価格に転嫁しようにもなかなか上手くいかず苦心しているが、専門家に相談しながら経営改善に取り組んでおり今後も継続する。先に行われた綾川町農地再生協議会担い手部会でも問題なく承認されています。

議長

案件第2号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第5号の案件第2号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手全員

議長

挙手全員と認めます。この案件は可決されました。██████委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

議案第5号-1 (更新)

申請者 : ██████████

住所 : ██████████

作目・部門名：(R13 目標) 別紙のとおり

農業経営等に関する目標：(R13 目標)

目標所得 : 440 万円

年間労働時間 : 2,000 時間

炭酸ガス発生装置、循環扇を設置しハウス内の環境改善を行い、大玉生産に努めるとともに、様々な作業を効率化して省力化を図る。パック詰め時間に時間を要しているため作業場の改築、レイアウト変更を行い、作業効率を上げ従事時間の縮減に努める。また、大玉生産に取り組むことでも作業性を向上させる。育苗施設が狭いため近年の高温による苗品質が低下し定植・収穫量に大きく影響している。

育苗施設を増設し、健全な苗作りのため、補助事業、制度資金等の活用を検討する。先に行われた綾川町農地再生協議会担い手部会でも問題なく承認されています。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 5 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 6 号について、事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第 6 号青年等就農計画の認定について説明します。今月は申請が 1 件です。

議案第 6 号- 1

申請者 : [REDACTED]

住所 : [REDACTED]

生年月日 : [REDACTED]

作目・部門名：(R12 目標) 別紙のとおり

農業経営等に関する目標：(R12 目標)

目標所得 : 260 万円

年間労働時間 : 2,400 時間

中古施設を借入して設備投資を抑えて [REDACTED] を開始する。

制度資金等を活用して機械施設等を整備し効率化を図り安定した経営を目指す。

[REDACTED] の技術・知識の習得状況ですが、令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月まで [REDACTED]

で の生産、栽培から出荷までの基礎知識・技術、また の収穫作業等に関する研修を受けています。先に行われた綾川町農地再生協議会担い手部会でも問題なく承認されています。

以上ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

議案第6号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、追加議案として議案第7号について、事務局より説明を願います。

事務局

議案第7号、特定農地貸付による農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について説明します。今回は1件です。

なお、この法律は、都市住民等への趣味的な利用を目的とした農地の貸付けについて、農地法に関する特例を措置する法律です。法律に定める「特定農地貸付け」の要件を満たす場合、市町村が農地を借りて市民農園を運営したり、企業やNPO法人などが市町村等と貸付協定を締結し農地を借りて市民農園を開設することができます。

議案第7号-1

地図・図面：

貸付人：

借受人： 綾川町滝宮 綾川町

申請地： 田 895 m²のうち 853 m²

利用目的： 貸農園

賃料： 年額 10,000 円/10a

申請人である綾川町は、農業者以外の者が野菜や花を栽培して、自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めるため、遊休農地の有効利用等を目的に、レクリエーション農園の貸付けを行っております。

令和8年3月31日をもって の契約期間が満了となるため、4年間の契約更新申請をするものです。

【期間】 令和8年4月1日～令和12年3月31日 4年間（更新）

【事業内容】

- ・貸付期間 1年
- ・区画面積 30 m²
- ・利用料 2,000 円/区画・年間

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第7号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、追加議案として議案第8号について、事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第8号「令和8年度の目標の設定について」説明します。この内容については、農業委員会法により公表することとなっています。

令和8年度の最適化活動の目標の設定等についてです。

令和8年4月1日現在の概要は、総農家数1,670戸、基幹的農業従事者数1,083人、認定業者数は89経営体となっております。農家数及び農業従事者数については直近の農林業センサスに基づく数値です。

続いて最適化活動の成果目標です。

(1) 農地の集積についてですが、こちらは現時点では集積面積、集積率が確定していないため、昨年の数値を記載しております。現時点で未確定の数値については、確定後数値を修正し、公表することとします。課題については、記載しているように基盤整備事業の実施地区においては担い手への集積・集約化が進んでおりますが、大規模経営を行う担い手が少なく、担い手全体として高齢化も見受けられるため、新たな担い手特に若年層の担い手確保が急務となっている状況です。

続いて最適化活動の目標ですが、こちらと同様に現時点では未確定となっておりますので昨年の集計した数値を記入しております。集積率につきましては、令和12年度に67%にすることを香川県が掲げていることから、その目標を綾川町にも当てはめることには変わりありません。今後6年間で集積率を67%へもっていくため、現状との差を残年数で案分して今年度の集積率の目標及び、新規集積の面積を決定することとなります。

(2) 遊休農地の解消ですが、こちらでも現段階では集計が確定していないため昨年の集計した数値を記入しています。

目標については、昨年の目標数値と同様に緑区分の遊休農地の解消については令和3年度の28haに対して解消目標面積をその5分の1である6haとしています。

黄区分の遊休農地については令和3年度において24haでしたので、引き続き補助制度の周知や

報告 1-2

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED] 田 1,003 m²

解約日：令和 8 年 2 月 24 日

説 明：公正証書に基づく特定遺贈のために残存小作権を解約するもので、離作補償はありません。

報告 1-3

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED] 田 991 m²

解約日：令和 8 年 2 月 28 日

説 明：転用目的による解約で、離作補償はありません。

報告 1-4

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED] 田 307 m²外 2 筆 合計 2,084 m²

解約日：令和 8 年 2 月 28 日

説 明：転用目的による解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

報告第 1 号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された議案の内、議案第 5 号の第 2 号を除く、第 1 号議案から第 8 号議案について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第12回定例農業委員会を閉会いたします。

午後2時44分

閉会